

役員報酬規則

平成 3年 4月 1日 倶楽部規程第3号
平成 7年 5月 25日 一部改正
平成 16年 3月 26日 一部改正
平成 18年 3月 28日 一部改正
平成 19年 3月 26日 一部改正

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本健康倶楽部の事務局に勤務する常勤役員（週のうち決まった曜日に事務局に勤務する役員を含む。以下「役員」という。）に対し、職務執行の対価としての報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、給与とする。

(俸給の額)

第3条 役員の給与は年額とし、その額は別表の範囲内で会長が定める。

(報酬の支給方法)

第4条 役員の給与は、その年額を12で除した額を毎月25日（その日が休日に当たるときはその前日において最も近い休日でない日）に支給する。
2 役員の報酬は、通貨で直接役員に支給するものとする。ただし、法令若しくは別に定めるものがあるときは、報酬の一部を控除して支給することができる。

(新たに役員となった者の報酬)

第5条 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。ただし、退職し、又は解任された役員が即日役員に選任されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第6条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。この場合、年俸額を12等分した額に在職月数をかけた額から既に支給された額を差し引いた額を調整支給する。
2 役員が死亡により役員でなくなったときは、その死亡の日に属する月の俸給支給額を支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 前2条の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(通勤費用)

第8条 通勤費用の支給については、職員給与規程を準用する。

(非常勤の役員等の報酬等)

第9条 非常勤の役員等は無報酬とする。ただし、特別な職務を委嘱した場合は、その職務の執行に係る費用の弁償として、その要した日数により、第3条の別表の額の割合によって、理事長がその都度定めた額を支給することができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から実施し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成7年5月25日から実施する。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から実施する。